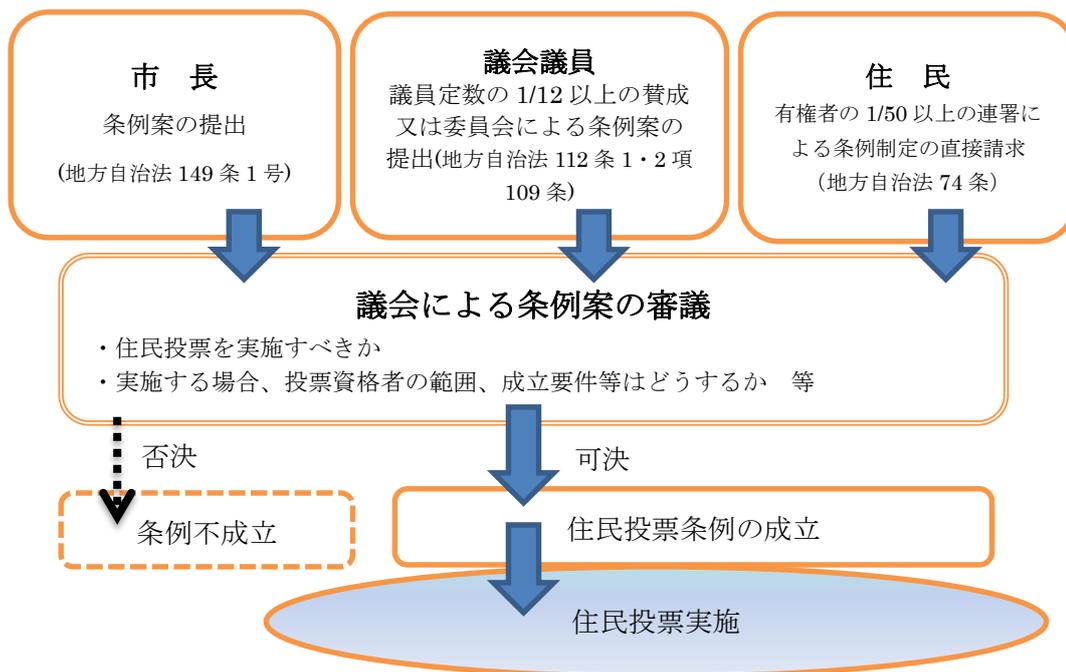


住民投票制度について

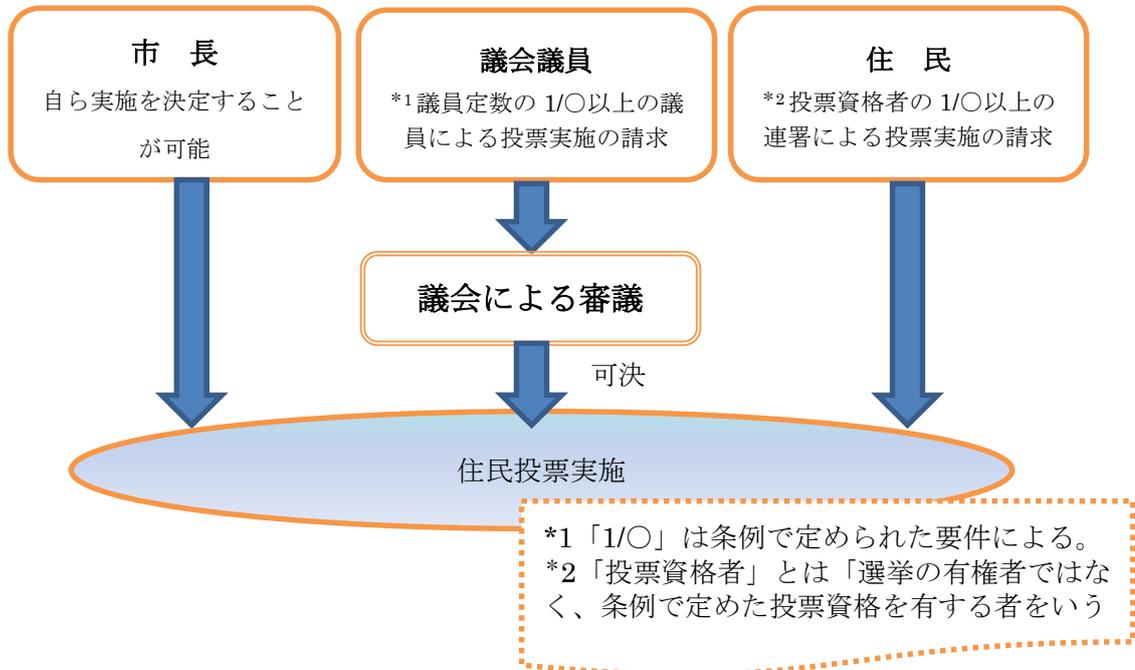
資料 2-2

1. 住民投票制度とは
特定の事案について、住民が直接に賛否の意思を示すために行う直接投票制度
2. 住民投票制度の種類
 - (1) 現行法で制度化されているもの
 - 国民投票制度（憲法第 96 条）
 - 地方自治特別法の制定(憲法第 95 条)
 - 議会の解散(地方自治法第 76 条)
 - 議員・長の解職（地方自治法第 80 条、第 81 条）
 - 合併協議会設置の協議(市町村合併特例法第 4 条、第 5 条)
 - (2) 地方自治体独自の条例によるもの
 - 特定の事案について、住民の意思を直接確認する必要があるときに、議員や長の提案又は住民の直接請求によりその都度議会の承認を得て制定される条例によるもの（個別設置型）
 - あらかじめ住民投票の実施に必要な事項を定めた条例によるもの(常設型)
3. 拘束力
 - (1) 憲法・法律に基づく住民投票には法的な拘束力が認められる。
 - (2) 条例に基づく住民投票には、法的拘束力は認められておらず、投票結果を受けて議会や長が判断する。(諮問型住民投票)
4. 住民投票条例の種類
 - (1) 個別設置型
個別設置型の場合は次の流れで実施される。



(2) 常設型

常設型の場合はあらかじめ投票実施についての要件が定められており、一般に次の流れで実施される。



(3) 個別設置型と常設型のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
個別設置型	<ul style="list-style-type: none"> ①事案に最も適した制度設計が可能 ②住民投票の対象が明確 ③制度の濫用を抑制できる 	<ul style="list-style-type: none"> ①実施までに時間がかかる ②条例制定の直接請求が成立しても条例の制定が不確実である ③恣意的に制度を操作される恐れがある
常設型	<ul style="list-style-type: none"> ①定められた要件を満たせば住民投票の実施の可能性が極めて高い ②短期間で実施できる ③どのような事案でも同一の制度で行うので、制度として安定している 	<ul style="list-style-type: none"> ①制度の濫用を招く恐れがある ②制度の柔軟性に欠ける ③対象を特定しないので、「市政の重要事項」といった抽象的表現となる。何が対象となるかならないか住民投票の執行者の裁量にゆだねられることになる

5. 制度上の重要な事項

住民投票に関する条例を制定する場合は、次のような項目について検討する必要がある。

- (1) 対象事項 「市政運営の重要事項」というような抽象的な規定が一般。ポジティブ・リストにより対象事項を具体的に規定しておく方法と、ネガティブリストにより、対象としない事項を列挙しておく方法がある。
- (2) 投票資格者 住所要件、年齢要件、外国人の投票権などを規定する。
- (3) 住民による請求要件 住民が住民投票の実施を請求する場合、一定数以上の署名を集めることを要件とし、その割合を規定する。
- (4) 議会による請求要件 議会が住民投票の実施を請求する場合、一定数以上の議員の賛成を要件とし、その割合を規定する。定めていない事例もある。
- (5) 長による実施 市長が市政運営の重要事項について、広く市民の意見を確認するために自らの判断で実施することができる旨を定める。議会の関与が必要として規定する事例もある。
- (6) 投票期日 投票の準備に係る事務期間、他の選挙や市の行事との調整から、住民投票の実施が決定した日から住民投票までの期間を定める。
- (7) 住民投票の成立要件 等 住民投票を実施しても、一定の投票率に達しない場合は開票しても十分な民意をくみ取れない恐れがあるとして、住民投票の成立要件を「投票資格者の 2 分の 1 以上の投票」と定める事例がある。